

【新型コロナウイルス】中国からの外国人入国制限措置延長

● 2月13日、豪州政府は、中国本土にいた外国人（豪州永住者等を除く）が中国本土を離れあるいはトランジットしてから14日間、豪州に入国することを認めないとする措置を2月15日よりさらに1週間延長することを発表しました。

● この措置に拘わらず豪州に到着し、且つ出発地に戻ることを拒否する外国人は、義務的な検疫措置の対象となりますので、ご注意ください。

● 豪州人、豪州永住者及びその家族（配偶者、法的後見人及び扶養家族のみ）は、中国本土からの入国が認められますが、中国を離れてから14日間は、自宅待機隔離することを求められています。

● 外出後は、手洗、うがいの励行と共に熱、咳等感染が疑われる場合、医療機関に問合せの上、受診願います。

豪州政府の発表はこちら <https://cutt.ly/FrZw4vT>

<参考情報>

○豪連邦保健省 HP

<https://www.health.gov.au/news/coronavirus-update-at-a-glance>

○QLD 保健省 HP

<https://www.health.qld.gov.au/news-events/health-alerts/novel-coronavirus>

○13HEALTH（QLD 州滞在者への健康に関するアドバイス等を提供）

電話番号：13 43 25 84（週 7 日，24 時間対応）

<https://www.qld.gov.au/health/contacts/advice/13health>

○外務省 HP（感染症危険情報）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T012.html#ad-image-0

○厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html